

I 基本的考え方

- 国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体プレミアムポイントの活用

- (1) 制度設計等（基本的な制度設計について、検討を加速し、結論を得次第、順次広報を実施。）
- (2) 環境整備（本年末までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報）

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- (1) 医療の質と利便性の向上等（確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用 等）
- (2) マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備（マイナンバーカードの健康保険証利用を令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、本年8月を目途に公表。令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策についても、本年8月を目途に公表。国家公務員及び地方公務員等については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進。）
- (3) 企業の総務事務の効率化の促進等（社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化 等）

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- (1) 全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等（安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を8月を目途に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。）
- (2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ（全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。）
- (3) マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等（企業等への出張申請サービスの積極的展開、他の行政機関等（ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等）との連携強化による市区町村の出張窓口の設置（臨時措置））
- (4) 住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備（新生児、外国人等の住民票作成）
- (5) 取得申請事務の簡素化等（写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等）
- (6) 電子証明書等の更新への対応

4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

- ①デジタル・ハローワーク・サービス、②デジタル・キャンパス、③納税手続きのデジタル化、④建設キャリアアップシステムとの連携、⑤各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥公的サービス等での利用拡大、⑦マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等の公的個人認証の利便性向上

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

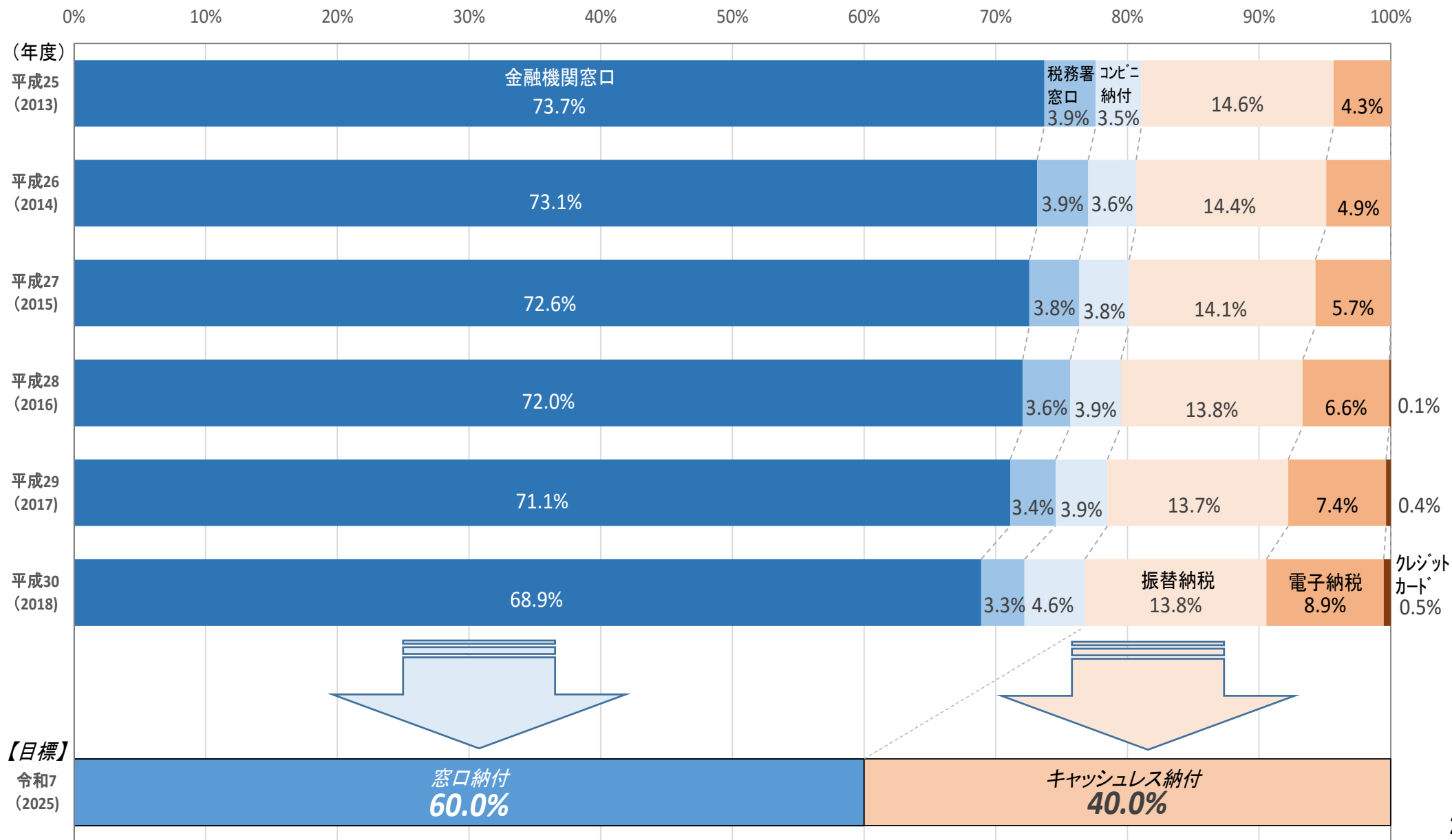
6. マイナンバーの利活用の推進（情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化）

III フォローアップ等

- 真に効率的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。 20

納付手段別納付割合の推移等

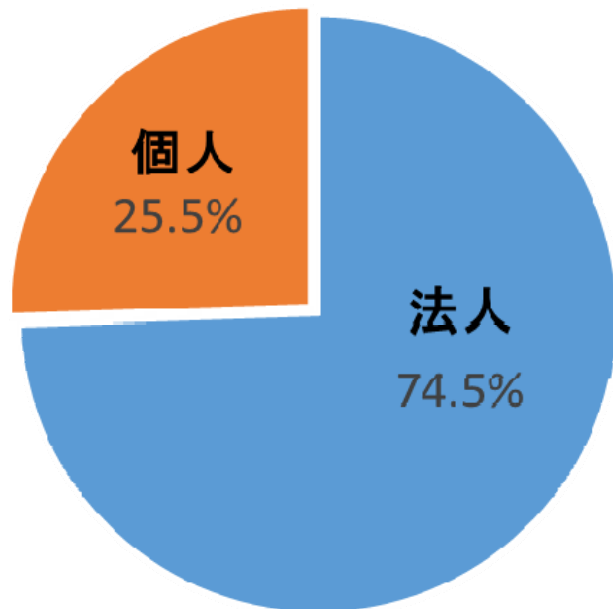
電子納税等(キャッシュレス納付)の割合は着実に増加しており、令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付比率4割程度を目指す



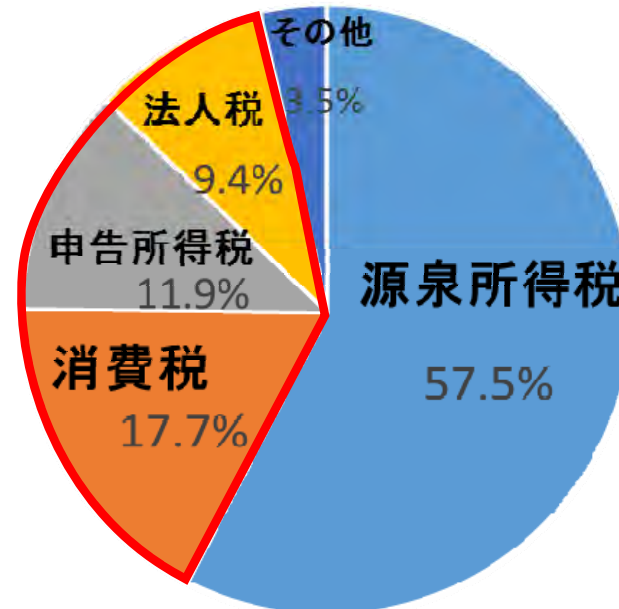
金融機関・税務署での窓口納付の概況

窓口で納付している納税者の電子申告割合は高く、納付も電子納税等(キャッシュレス納付)が行われるよう、
 ①利用勧奨、広報・周知、②既存の納付手段の改善、③新たな納付手段の提供(多様化)を推進。

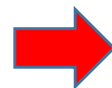
<人格別>



<税目別>



人格	電子申告割合 ^(注1、2)
法人 (消費税、法人税)	74.8%
個人 (消費税、申告所得税)	47.2%



税目別	電子申告割合 ^(注1、2)
法人税	75.6%
消費税(法人)	74.2%
申告所得税	44.7%
消費税(個人)	55.6%

(注1) 窓口納付件数のうち、電子申告利用者の割合であり、平成29年度における納付実績と申告実績(平成31年4月末時点)をマッチングさせ算出した推計値(書面申告と電子申告の両方を行っていた場合等の調整は行っていない)。

(注2) 源泉所得税は、納付時に所得税徴収高計算書の提出も併せて行うことから、窓口納付分は全て書面によるものである。

情報通信技術の進展等を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化等、ひいては適正かつ公平な課税の実現を図るため、地方税の電子化を進め、納税環境を整備していく。

eLTAX等を活用した「全国統一的な対応」の充実

- 複数団体にわたって経済活動を行う者(法人)は、複数に申告・納税を行う必要から全国共通の電子インフラであるeLTAX等を活用し、全国統一的な対応・取扱いを充実させていくことが一層求められる。
- 平成22年からeLTAXにおいて、全ての地方団体が接続。eLTAXを安定かつ安全に運営するための措置(地方税共同機構の設立等)を講じつつ、令和元年10月からは統一的なシステムとして、「地方税共通納税システム」が導入され、稼働予定。
- 自動車(登録車)保有関係手続のワンストップサービス(OSS)は、令和元年度中に44団体が稼働となり、全ての都道府県での稼働に向けて引き続き取り組む。

法人の申告・納税の事務負担を軽減・効率化

- 従来から可能であった電子申告に加え、「地方税共通納税システム」によって、電子納税を可能とし、申告・納税の事務を一括してオンライン化することで、法人(納税義務者、特別徴収義務者)の税務事務負担を、大幅に軽減・効率化。
- 令和元年10月の地方税共通納税システムの導入をきっかけに、地方法人二税の電子申告率(平成30年度69.9%)の更なる向上を見込む。
- 固定資産税(償却資産)について、eLTAXにおける複数市町村への一括申告の拡大、納税者がエラーチェックしやすくなる機能強化等の改善を図るなど、納税者の利便性の向上を進め、電子申告しやすい環境整備に取り組む。

ICTによる収納手段の多様化

- コンビニ納税(平成15年度改正)やクレジットカード納付(平成18年度改正)などの制度改正により、個人向け税目の収納手段の多様化が図られており、納税者の利便性は格段に向上。
- 個人向け税目については、ICTによる収納手段の多様化によって、個人が様々な方法で納税できる環境を構築することが重要。
- スマートフォンやタブレット型端末の普及など、個人を取り巻くICT環境は大きく変化している。こうした変化に対応し、また、これらの機器を活用していくことが見込まれ、更なる収納手段の多様化を推進。

国税・地方税間の情報連携の更なる推進

- 地方団体及び国税当局間においては、所得税申告書等や報酬、配当等の法定調書、所得税の源泉徴収義務者に関する法人情報について、eLTAXを通じて国税当局から地方団体に送信されており、これらの課税資料を活用することにより、課税の適正化に資する。
- 市区町村から国税当局に送信される扶養是正情報等のデータ送信は、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から一層の取組強化。
- 情報連携について、共通入力事務の重複排除や法人納税者の開業・異動時に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化等、更なる取組を推進。

税務手続の電子化に係る今後の取組・課題等(主なもの)

1. 地方税共通納税システム関係

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
地方税共通納税システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税の電子納税は、個別団体による対応 ・費用対効果の問題等から、地方団体ごとの電子納税の対応は普及していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXを活用した地方税共通納税システムを導入し、全地方団体が電子納税に対応 ・対象税目は、地方法人二税等、個人住民税(給与所得・退職所得に係る特別徴収)、事業所税 【令和元年10月～】 ・成長戦略フォローアップに基づき、各税目の納税実態、課税側(地方団体)・納税側双方の意見、地方税共通納税システムの利用状況等を踏まえつつ、利用可能税目の拡大 【順次実施】 <p>(参考)成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日 閣議決定)</p> <p>2. フィンテック/金融分野</p> <p style="margin-left: 20px;">iv) 金・商流連携等に向けたインフラの整備</p> <p style="margin-left: 40px;">税・公金のキャッシュレス化等について、以下の取組を行う。</p> <p style="margin-left: 60px;">－地方税の電子化の推進について、2019年10月から地方法人二税等を対象に地方税共通納税システムを運用開始するとともに、地方公共団体の理解を得ながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、システムの更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得る。</p>